

いんなきには、国民年金の届出を！

お問い合わせ

市役所市民生活課 年金係 ☎63-5112
または各支所・行政サービスセンター 年金担当

就職、退職、転職、結婚等により国民年金の加入種別が変更となる場合、そのつど届出が必要となります。お忘れなく手続きをお願いします。

日本国内に住所がある、20歳以上60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納めます。ただし60歳未満の老齢(退職)年金受給者の方は任意加入になります。

種別

- 第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生・無職等で20歳以上60歳未満の方
- 第2号被保険者 厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員などの方
- 第3号被保険者 会社員や公務員に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方

	こんなとき	種別	届出先
第1号被保険者	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	配偶者の扶養になったとき(婚姻等) (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所
	保険料を納めるのが困難なとき	/	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター窓口
	学生で保険料を納めるのが困難なとき		
	60歳以上等任意加入するとき		
	任意で付加保険料を納めたいとき		
氏名・住所が変わったとき			
年金手帳をなくしたとき			
第2号被保険者	会社や役所などを退職したとき	第1号	
	会社を退職し、配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所
	氏名・住所が変わったとき	/	勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		
第3号被保険者	配偶者が会社や役所などを退職したとき	第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター窓口
	会社や役所に就職したとき	第2号	勤務する事業所
	第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増等)	第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター窓口
	氏名・住所が変わったとき	第3号	配偶者の勤務する事業所
	年金手帳をなくしたとき		年金事務所
20歳になった時	学生・自営業・自由業・無職等	第1号	市役所市民生活課年金係または各支所・行政サービスセンター窓口
	配偶者の扶養になっているとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号	配偶者の勤務する事業所

- ※ 手続きには、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合があります。届出先にご確認ください。
- ※ すでに国民年金受給者の方で、住所変更が生じた場合も年金の届出が必要になります。

年金のご相談はこちらへ 平成24年度の予約制年金相談所の開設日をお知らせします

会場・時間	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
佐渡中央会館(河原田本町) ☎57-2711 午後1時30分～4時30分		18日	16日	20日	18日	22日	19日	17日	21日	19日	16日	20日	13日
両津地区公民館(梅津) ☎27-4181 午前9時～11時20分		19日	17日	21日	19日	23日	20日	18日	22日	20日	17日	21日	14日
小木町商工会(小木町) ☎86-2216 午前8時50分～10時50分													

年金相談を受けるときは、事前に電話での予約が必要です。

※台風等により佐渡汽船が欠航する場合や、災害などによりやむを得ず開催日や受付時間が変更になる場合もありますので、ご了承ください。

予約の連絡先 日本年金機構 新潟西年金事務所 お客様相談室 ☎025-225-3008

※基礎年金番号をご用意のうえお電話ください。